

被保険者の皆様へ

NIPPO健康保険組合

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、下記の通り実施しますのでご協力を願い致します。

記

対象者：被扶養者を有する被保険者（保険証の記号が123の方）

提出期限：平成29年8月31日（木）

提出先：NIPPO健康保険組合（事業所・支店・支社経由）

必要書類：別紙「検認における調査必要書類」のとおり

目的：被扶養者（家族）の扶養状況に異動がないかの確認（「検認」といいます）を実施するものです。

検認は、毎年実施するよう厚生労働省から指導を受けています。

個人情報：提出いただいた調査書類は健保組合で内容を確認し、被扶養者の再認定を実施しますが、取得した個人情報は、当健保組合の認定判定作業にのみ使用し、他に転用しません。

なお、提出いただいた書類（添付書類含む）は返却しませんので予めご承知願います。

この検認は、皆様の保険料を適正に使用するため必要な作業ですので、ご多忙のところ誠に恐れ入りますがご理解とご協力を願い致します。

検認における調書必要書類

詳細掲載		住民票へ世帯全員記載のないものの ※個人番号の記載されたもの	課税(非課税)証明書 ※収入額が記載されたもの	学生証の写し又は在学証明書	収入を確認できるもの	送金証明書(別居の場合)	海外勤務者 被扶養者収入状況届
被扶養者	区分						<注3>
健康保険上扶養に していない配偶者	収入のある者	○	○				
健康保険上扶養に している配偶者	収入のある者	○	○		○		○
	収入のない者	○	○				○
直系尊属 子・孫・兄弟	収入のある者	○	○		○	○	○
	収入のない者	○	○			○	○
	(期末年齢)17歳未満 の学生	○		高校生のみ ○	収入がある場合のみ ○		高校生のみ ○
	(期末年齢)17歳以上 の学生	○	○	○	収入がある場合のみ ○		○
(上記を除く) 三親等以内の親族	収入のある者	○	○		○	別居の場合 認定不可	○
	収入のない者	○	○				○

<注1>収入を確認できるもの

- ①直近3ヶ月の給与明細書等、直近の給与収入の確認ができるもの
- ②直近の年金振込通知書又は改定通知書、直近の年金収入が確認できるもの
(公的年金・個人年金・遺族年金・障害年金等を含む全ての年金)
- ③その他に収入がある場合は、確定申告(確定申告書・收支内訳書・経費内訳書)の写し等
(傷病手当金や出産手当金等がある場合は、その金額が分かるもの)

<注2>送金証明書(別居の場合)

直近6ヶ月の送金を証明するもの

(金融機関が発行・証明するものやATM利用明細書等、月々送金していることが分かるもの)
※単身赴任による別居の場合は不要

<注3>海外勤務者 被扶養者収入状況届

H29年1月1日現在、非居住者のみ提出 ※それ以外の者は課税(非課税)証明書を提出
(上記の非居住者は、市町村で課税(非課税)証明書が発行されないため)

(平成29年度更新用)

健康保険被保険者調書 被扶養者

事業所No.	被保険者証番号	被保険者氏名		元号	生年月日	配偶者の有無
		現在				有・無 ※健康保険上扶養にしない配偶者がいる場合は、配偶者の課税證明書の提出が必須です。
所属コード		訂正		年	月	日

健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者資格適否の再確認を行います。
下記要領により記載事項を確認の上、必要書類を添付し、事業主の事務担当者を経由して期限までに提出して下さい。なお、訂正や誤りのない場合も必ず提出して下さい。

記

- この調書は健康保険組合に登録されている平成29年7月1日現在のデータで作成しており、年齢は期末年齢(平成30年3月31日時点の年齢)となります。
- 記載事項に訂正や誤りがある場合は「訂正」欄に正しいものを赤字で記入して下さい。

【 必要添付書類】コピー可

1. 対象者全員の住民票(世帯全員のもの) <全員必須>

2. 被扶養者の期末年齢が17歳以上の場合、課税(非課税)証明書(収入額が記載されたもの)
大学生・専門学校生・高校生の場合、上記に加えて学生証の写し又は在学証明書

3. お子さんが被扶養者で、かつ配偶者が被扶養者でない場合、配偶者の課税証明書
(収入額が記載されたもの)

4. また被扶養者に収入(アルバイト、公的年金、個人年金含む)のある場合、次のいずれかの書類
 (1)直近3ヶ月の給与明細書等、給与収入の確認ができるもの
 (2)直近の年金振込通知書又は改定通知書、年金収入の確認ができるもの
(公的年金・私的年金・遺族年金・障害年金等を含む全ての年金)
 (3)個人事業収入、不動産収入、株式配当による収入がある場合、H28年度の確定申告書、收支内訳書、経費内訳書のコピー

5. 被扶養者と別居している場合、直近6ヶ月の送金を証明する書類
(金融機関が発行・証明するものやATM利用明細書等、月々送金していることがわかるもの)
※単身赴任による別居の場合は不要

◆被扶養者氏名欄に記載されている方を削除する場合や、次のいずれかに該当している場合は、「健康保険被扶養者(異動)届」にて認定削除の届出をして下さい。(NIPPO健康保険組合HP参照)
併せて、保険証を必ず返納して下さい。 <http://nippo.e-alex.jp/login.html>

- ①就職した者（勤務先で保険に加入した場合を含む）
- ②結婚等で他の人の被扶養者となった者
- ③死亡した者
- ④給与・年金・失業給付・傷病手当金・出産手当金・その他収入が次に該当する者
- 年収が130万円(月額108,333円)を超える
- 60歳以上又は障害者の場合は、年収が100万円(月額15,000円)を超える
- ⑤同居していないければ被扶養者として認められない者と別居したとき
- ⑥その他実質的に被保険者により扶養されていると認められない者

この調書及び必要書類の提出期限は 平成29年8月31日(木) です。

この封筒で事業主の事務担当者を経由して提出して下さい。

※注意※

提出期限までに届かない者、必要書類不備の者については、
平成29年10月1日から被扶養者認定を削除致します。

		※該当に○をして下さい。								
		被扶養者氏名	元号	生年月日	期末年齢	続柄	収入の有・無	住居の別	配偶者の有・無	備考
1	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
2	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
3	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
4	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
5	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
6	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						
7	現在						有・無	同居・別居	有・無	
	訂正			年 月 日						

N I P P O 健康保険組合

※ご提出いただいた書類で収入や生計維持関係が確認できない場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
ご了承願います。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

